

特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク

コンプライアンス規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク(以下、この法人という。)が適正な活動を維持し発展するために、コンプライアンスに係る方針及びその推進に関する必要な事項を定め、これらを遵守した運営体制を確立すること目的とする。

(コンプライアンスの定義)

第2条 本規程におけるコンプライアンスとは、この法人の倫理規程に則り、事業活動やそれに関連する社会的諸活動等に関わる法令並びにこの法人における各種規程(定款・規約・規則・規程)を遵守することをいう。

(本規程の適用範囲)

第3条 本規程は、この法人の全ての役員及び職員(正職員、契約職員、パート・アルバイト職員及びその他この法人業務従業者を含む。以下「役職員」という。)に適用される。

(コンプライアンス担当責任者の設置)

第4条 この法人は、コンプライアンスに関する諸事項を取扱い、本規程の適切な運用を実現するために、理事会の決議に基づきコンプライアンス担当理事を置くものとする。

2 この法人は、コンプライアンス違反等に関する相談や通報のための内部通報窓口を設けることとし、「内部通報制度に関する規程」を別途に定める。

(コンプライアンス違反発生時の対応)

第5条 コンプライアンス違反が発生した時には、コンプライアンス担当理事は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (2) 再発防止策の策定

第6条 コンプライアンス違反を行った者は、その違反の内容・程度等を考慮のうえで、しめるべき手順に沿って、懲戒処分等の措置の対象とする。

第7条 コンプライアンス違反発生後の対応内容については、これを公開するものとする。

(本規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、2021年5月1日から施行する。